

令和5年度 観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業 業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業の企画及び実施運營業務（以下「本業務」という。）

2 事業目的

「奈良県観光総合戦略」の施策の柱である「観光振興の土台づくり」の中の施策体系「事業者、自治体等各々の観光振興実施主体の積極的な参画の実現」を目指し、観光分野における県と市町村、観光協会、観光地域づくり法人（DMO）等との連携の強化・協働を推進し、観光産業人材の育成強化を図るため、人材育成プログラム、研修会を実施する。

3 委託上限金額

8,560千円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

5 事業概要

（1）「地域の核となる観光人材育成プログラム（ベーシックコース）」

○目的

・本プログラムは、奈良県観光総合戦略を地域で推進する人材（地域の観光リーダー）の育成を目的とする。

○受講対象者

・県内の観光振興実施主体のうち、特に宿泊事業者、交通事業者で地域の観光リーダーとして活躍が期待される者

○受講者数

・30名を想定

○講座コマ数

・本プログラムは、1回240分×全6回とする。

・効果的な学びのために、1回あたりの時間やコマ数を増減することは差し支えない。その際は、受託事業者が各回の内容に応じて提案し、県に相談の上決定すること。

○本プログラムの内容

・本プログラムは、受講者が段階的に学ぶことができるよう、基礎的な内容で設定すること。

・本プログラムには、本事業の目的を達成できるよう、奈良県観光総合戦略の内容理解、奈良県の観光に係る課題や目指す姿に加え、国全体の動きや将来の動向なども加味し、総合的な知見を養うことができる内容とすること。

・地域の観光リーダーに必要な知識と能力を獲得できる内容とし、例えば事業計画立案、ブランディングやマーケティング、マネジメント、アフターコロナ時代の観光の観点等、最新の知見を取り入れるよう留意すること。

・座学で一方的に講義を聴くだけの講座ではなく、討議や双方向コミュニケーションの機会も設け、実践的かつ応用力のある知識を養うことができるよう工夫すること。また、プログラムを通じて、受講者（地域の観光リーダー）が顔の見える関係を作ることができる場としての工夫を行うこと。

・各講座のテーマは、受託事業者が企画提案し、県と内容、進め方について相談の上決定すること。

- ・受講者の学び直しとして、講義の内容を録画し、後日配信を行うこととする。

- 開講スケジュール（予定）

- ・令和5年6月～令和5年10月

- その他

- ・本プログラム修了者には奈良県観光局発行の修了書を授与する予定。

(2) 「地域の核となる観光人材育成プログラム（アドバンスコース）」

- 目的

- ・本プログラムは、ベーシックコースで学んだ知識を活用し、地域の観光振興や商品造成といった実践に向けて、計画策定やプラン作成等の手法・過程を学び、地域の観光リーダーとして実践に繋げていくことができる人材の育成を目的とする。

- 受講対象者

- ・令和4年度「地域の核となる観光人材育成プログラム」修了者、令和5年度「地域の核となる観光人材育成プログラム（ベーシックコース）」修了者を中心に、本プログラム受講を通して自らの目標・計画を立て、実践に繋げていきたい方

- 受講者数

- ・25名を想定

- 講座コマ数

- ・本プログラムは、1回240分×全4回とする。
- ・効果的な学びのために、1回あたりの時間やコマ数を増減することは差し支えない。その際は、受託事業者が各回の内容に応じて提案し、県に相談の上決定すること。

- プログラムの内容

- ・ベーシックコースで学んだ知識を踏まえ、地域の観光振興や商品造成といった実践に繋げていくための、計画策定やプラン作成等の手法・過程について、理解を深める内容とする。
- ・実践に向けてベーシックコースでは足りない知識を補える講義を用意する。
- ・討議や発表を通じて自らの計画を形にしていけるようなワークを中心とした内容にする。
- ・受講者の学び直しとして、講義の内容を録画し、後日配信を行うこととする。

- 開講スケジュール（予定）

- ・令和5年11月～令和6年2月

- その他

- ・本プログラム修了者には奈良県観光局発行の修了書を授与する予定。

(3) 「地域の課題解決に向けた技術的・専門的な研修会」

- 目的

- ・本研修会は、地域の観光振興実施主体が観光振興を行っていく上での課題を具体的に解決するための、技術的・専門的な内容を習得することを目的とする。

- 受講対象者

- ・県内の観光振興実施主体（市町村・観光協会、観光地域づくり法人（DMO）、観光関連事業者（宿泊事業者・旅行事業者・飲食事業者・農林漁業者・観光ボランティア等））の関係者。

- 受講者数

- ・50名を想定

- 開催回数

- ・本業務委託期間中に1回開催する。
- ・開催日は、観光シーズン等も勘案し、最も参加者を得られる時期で決定すること。

- 研修会時間

- ・240分を想定
- ・効果的な学びのために、時間を増減することは差し支えない。その際は、受託事業者が研

修会の内容に応じて提案し、県に相談の上決定すること。

○研修会の内容

- ・奈良県観光総合戦略の推進に寄与する内容とすること。
- ・本研修会の内容は、県内の事業者や関係者の要望等を反映すること。
- ・本研修会のテーマ設定は受講対象者を明確にし、具体的かつ技術的・専門的な知見を習得可能な内容とすること。なお、内容については、奈良県の状況に即したものとし、また座学と双方向コミュニケーションを組み合わせるなど、対象者の課題解決につながる内容とすること。
- ・受講者の学び直しとして、講義の内容を録画し、後日配信を行うこととする。

6 業務概要

(1) 上記5 事業概要(1)～(3)の企画及び実施

- ・本業務の目的を達成するために必要な総合的な企画設計、実施計画の作成及び資料作成を行うこと。内容について県へ報告し、必要と思われる事項について協議すること。
- ・上記5(1)及び(2)について、カリキュラム(教育内容と学習支援の総合的な計画)と教材の作成及び修了書の作成を行うこと。内容については、県と相談の上決定すること。
- ・各事業を円滑に実施すること。
- ・準備から開催までのスケジュール調整、当日の進行管理を行うこと。
- ・開催日当日の運営計画について事前に県へ報告すること。
- ・県及び関係者との連絡調整等の窓口となる担当者を置くこと。

(2) 開催場所の選定及び設営

- ・開催場所は奈良県内とし、参加者の交通利便性を考慮して県に提案し、相談の上決定すること。
- ・効果的な学びのために、講座の一部を県外開催とすることは差し支えない。この場合の交通費等は参加者が負担する。
- ・会場との連絡調整事務は受託事業者で行うこと。
- ・会場における録画・録音・通信環境・音響・照明等機材の設営及び撤収を行うこと。

(3) 講師の選定及び調整

- ・各事業の内容に沿った講師の選定及び講師謝金の設定、並びに謝金・交通費の支払いを行うこと。
- ・講師の選定及び講師謝金の設定は、受託事業者が企画提案し、県に相談の上決定すること。
- ・講師謝金の水準は、業界水準や全国水準を踏まえ、妥当な金額を設定すること。
- ・講師は奈良県の観光課題に精通した講師を含め、効果的な学びを得られる講師を選定すること。
- ・講師との連絡調整事務は受託事業者で行うこと。

(4) 受講者・参加者募集及び広報の実施

- ・受講者・参加者を募るための設計を行ったうえで、対象者に向けて効果的な広報・周知を十分に行うこと。必要に応じ、県から連絡先を提供する。
- ・インターネット、チラシを含む様々な媒体を活用して、事業の趣旨・目的を踏まえ広報を行うこと。必要に応じて広報媒体の作成及びチラシ等の印刷を行うこと。なお、広報する媒体については事前に県に確認をとること。
- ・受講者・参加者の募集開始のタイミングまでに段階的に企画提案し、県に相談の上決定すること。
- ・上記5(1)及び(2)については、受講者に講座の内容や計画を示すための講義要項(シラバス)を作成すること。講義要項(シラバス)では、講義の内容・進め方・ねらいや目標などを明確にし、受講者がスムーズに講義に入ることができるよう留意すること。

(5) 受講者・参加者申込受付、集計、受講・参加決定者への連絡事務の実施

- ・受講者・参加者の申し込みを受け付け、受講・参加決定者の名簿を作成すること。

- ・受講・参加決定者への各種通知等の連絡事務を行うこと。
- (6) 記録動画の作成
- ・各事業の内容を動画撮影し、必要な編集を行った上で、DVD等記録媒体の作成を行うこと。
 - ・後日配信については、広く一般に利用が可能なYouTube等の動画共有サイトで速やかに配信できるよう工夫すること。
- (7) アンケート調査等による効果測定の実施
- ・受講者・参加者の属性分析やアンケート調査等により、各事業の効果を測定すること。
 - ・アンケート実施にあたっては、調査項目の作成、配布、回収、集計、分析、報告書の作成等の業務を担う。
 - ・効果測定の方法、アンケート調査票、調査方法は各事業の実施前に県に報告し協議の上決定する。
 - ・効果測定については報告書とともに県へ報告すること。
- (8) 特記事項
- ・天災地変、感染症その他やむを得ない事由により、各事業の開催方法に疑義が生じた場合、県と受託事業者とで開催方法について協議し、必要に応じ契約内容を変更することができるものとする。
 - ・受講者・参加者の受講費・参加費は無料とする。
 - ・上記6(1)～(7)の業務実施に係る費用は委託費に含む。

7 新型コロナウイルス感染症対策

受託事業者は、新型コロナウイルス感染症対策に関して国や県が発する対策等の最新情報を確認した上でそれを遵守すること。具体的な対策については、県と相談の上決定すること。

8 成果物の提出

(1) 業務完了報告書（県が指定する様式）

(2) 実施結果報告書

実施結果報告書には、実施したプログラム・研修の内容、講師について記載した書類、受講者配布資料、受講者・参加者名簿、開催の様子が分かる写真、議事録、効果分析結果を必ず含めること。

(3) (1)と(2)の電子データ一式

なお、県の要請に応じて、必要な資料について随時提示すること。

9 業務処理の注意事項

本業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

県から業務の改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

10 実施体制表の提出

受託事業者は本業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し契約後1週間以内に提出すること。

受託事業者は本業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

11 再委託に関する事項

(1) 受託事業者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

(2) 受託事業者は、本業務の一部を委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ご

との業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。
 - ア 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
 - イ 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
 - ウ 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
 - エ 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること
 - オ 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。
- (5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する等の場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

1.2 その他

(1) 個人情報の取扱

受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 仕様変更について

県は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。

(3) 著作権の取扱

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

別記の「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

以上

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。